

都の基本計画を議会の議決に

都議会公明党は去る6月17日の代表質問（東村邦浩議員）で、都がつくる各種「基本計画」を、都議会の議決事項とするための条例策定を提案しました。質問の背景と要旨、今後の展開を報告します。

<質問の背景と課題>

議会は「政策形成」・「行政監視」という2つの機能を有していますが、とりわけ、平成12年の地方分権改革以降、「政策形成機能」の重要性が高まっています。

こうした中、全国的に加速しているのが、行政の長期計画や総合計画いわゆる**基本計画**を、議会の議決事項とする動きであり、すでに20県が条例制定を行っています。

注) 市区町村の基本計画は、地方自治法により、議会の議決が必要である旨定められていますが、都道府県についてはその規定がありません。このため、条例制定が必要になります。

*

基本計画を議決事項とすることの狙いは、議会の監視機能を強化するというよりもむしろ、議会と執行機関が相呼応して、都民意思をより反映させた、実効性の高い計画を策定するところにあります。

さらに、これまで行政に委ねられてきた計画策定に、議会が関与する仕組みをつくるこ

とで、議会の責任が拡大します。いわば「政治家改革」の意味合いも持ちます。

<質問の要旨>

都議会としても早急に、東京都行政に係る基本的な計画を、議会の議決事項と定める条例の制定に向け、検討を開始すべきである。

<今後の展開>

今議会では、本会議代表質問という「場」で、各党各会派に対し、条例制定に向けた賛意を呼び掛けることで、議会改革に一石を投じました。今後、議院運営委員会等で、条例化に向けた具体的検討を開始したいと考えます。

<雑記>

私・遠藤守にとって、この条例策定に着手することは、念願のひとつでした。2005年7月の初当選直後に参加した全国都道府県議員の会合で、この問題に始めて触れ、以来、議会改革の先進県である三重県議会を、今回質問に立った東村議員とともに視察（2007年5月23日）。その後、議会研究の第一人者である野村稔・前全国都道府県議長会議事調査部長を招いて勉強会を開催しました（同9月21日）。ということで、今回の代表質問も、私・遠藤守が起案いたしました。

なお今回の提案については、読売新聞（22日付け朝刊）が「一考の価値あり」と大きく報道したことも、併せてご報告しておきます。